

香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

香芝市長 福岡 憲 宏

#### 香芝市規則第10号

香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年規則第4号）の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第12条の2 条例第15条の2の規定により準用する給与条例第16条に規定する勤勉手当を支給される職員の範囲、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

第20条第1項中「一時差止」を「一時差止め」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第20条の2 条例第25条の2の規定により準用する給与条例第16条に規定する勤勉手当を支給される職員の範囲、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

2 条例第25条の2の規定により準用する給与条例第16条第3項に規定する規則で定める算出方法は、基準日以前6月の期間において、特定月に割り振られた正規の勤務時間の合計を特定月の月数で除した時間（その時間に1時間未満の端数が生じたときは、30分以上の端数は1時間に切り上げ、30分未満の端数は切り捨てるものとする。）に基準日における報酬の時間額を乗じて得た額とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。